平成28年度 公害防止管理者研修会

環境関連法令の改正動向と 留意点(水質・土壌関係)

平成29年2月8日

静岡県くらし・環境部 環境局

生活環境課 大気水質班

本日の説明事項

- I水環境行政の経緯
- Ⅱ 水質汚濁防止法の概要等
- III 水質汚濁防止法の一部改正
- IV 土壌汚染対策法の概要
- V 環境保全行政の体制

I水環境行政の経緯

◆水質汚濁防止法制定(昭和45年)後の改正等

昭和47年:水濁法改正(無過失損害賠償責任制度)

昭和53年:水濁法改正(総量規制制度)

平成 元年:水濁法改正(地下水汚染対策、事故時の措置)

平成 2年:水濁法改正(生活排水対策)

平成 5年:環境基本法

平成11年:ダイオキシン類対策特別措置法

平成15年:土壤污染对法施行

平成18年:水生生物の保全に係る環境基準の類型指定

平成22年:水濁法改正(測定記録・保存、事故措置他)

: 土対法一部改正(一定規模以上の土地形変届出等)

平成23年:水濁法改正(地下水汚染の未然防止)

平成25年:水濁法改正(放射性物質の除外規定の削除)



II 水質汚濁防止法の概要等

- 1 水質汚濁防止法の概要
- 2 立入検査の状況
- 3 水質の常時監視(公共用水域・地下水)

4 水質汚濁事故

II-1 水濁法の概要(目的)

[法第1条] この法律は、

- ① 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、
- ② 生活排水対策の実施を推進すること等によつて、 公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が 悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の 健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに
- ③ 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、<u>被害者の保護を図る</u>こと

を目的とする。

II-1 水濁法の概要(定義)

く公共用水域>

河川、 湖沼、 港湾、 沿岸海域 その他公共の用に供される水域 及びこれらの水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路等に接続する水路 (公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除く。)

<特定施設>

次の①又は②の汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるもの。

- ①健康被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(有害物質)を含む
- ②政令で定める項目に関し生活環境を阻害するおそれがある程度のもの

く特定事業場>

特定施設を設置する工場又は事業場

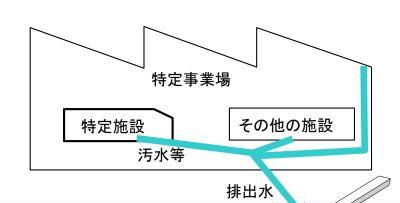
く汚水等>

特定施設から排出される汚水又は廃液

<排出水>

特定事業場から公共用水域に排出される水

ふじのくに



公共用水域

環境基本法

環境基準(公共用水域) (健康項目·生活環境項目) 類型あてはめ (生活環境項目)

環境基準(地下水) (健康項目)

水質汚濁防止法

排水基準 一律基準(国)(健康項目・生活環境項目) 上乗せ排水基準(都道府県)(第3条3項)

地下浸透基準

指定物質

【常時監視】

公共用水域

地下水

都道府県による測 定計画 国・地方自治体に よる常時監視

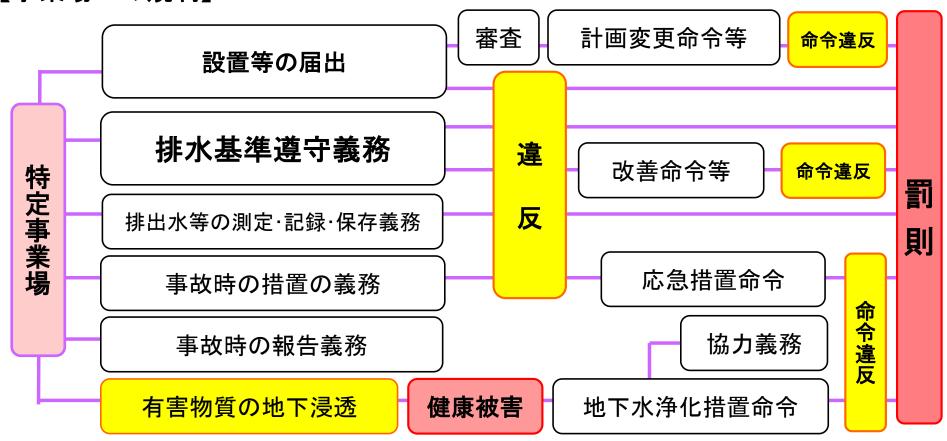
結果の公表

【報告徴収及び立入検査】

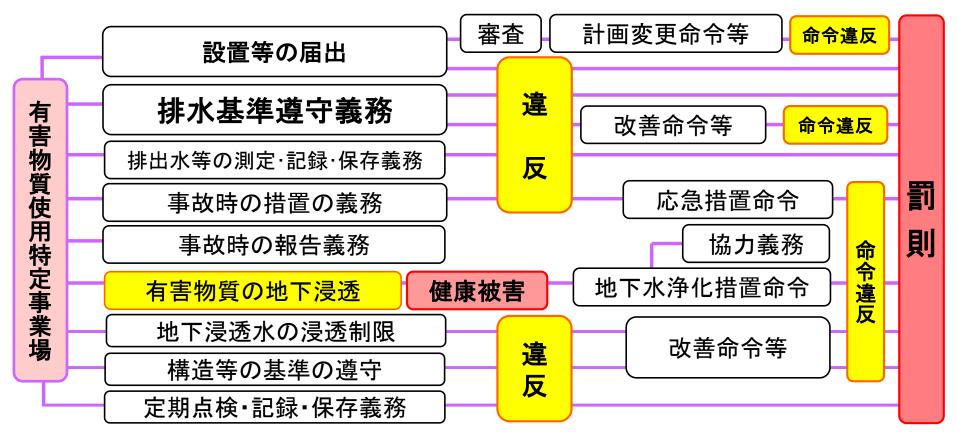
都道府県知事は、特定施設や有害物質貯蔵指定施設の状況や、汚水等の処理の方法その他必要な 事項に関し報告を求め、又はその職員に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を 検査させることができる。

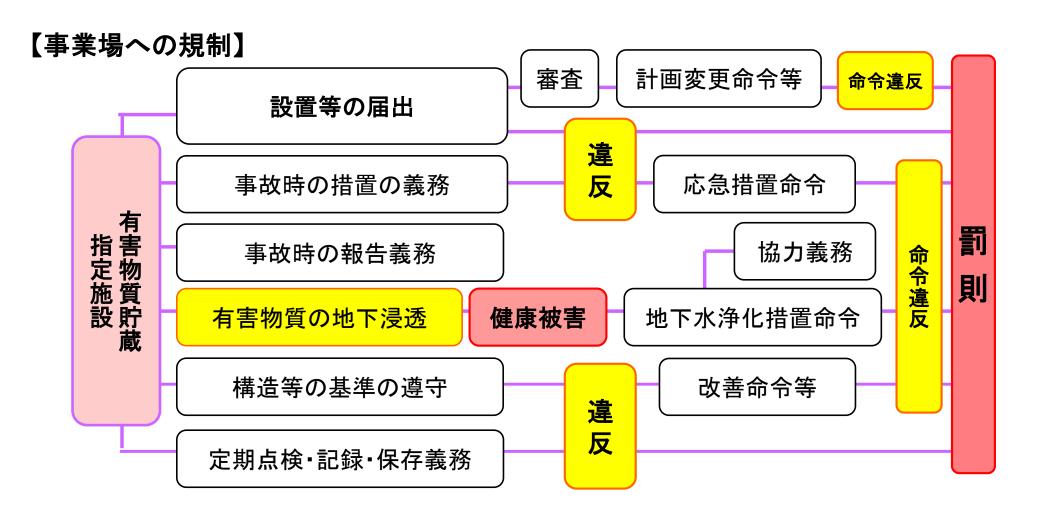
富

【事業場への規制】

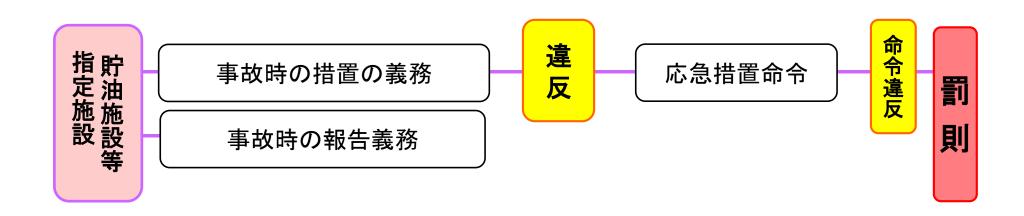


【事業場への規制】





【有害物質貯蔵指定施設以外の指定施設、貯油施設等への規制】



【生活排水対策】

市町村の責務

都道府県の責務

国の責務

国民の責務

生活排水を排出する者の努力

生活排水対策重点地域の指 定等(都道府県知事) 生活排水対策推進計 画の策定等(市町村) 計画の推進 (市町村) 指導·助言·勧告 (市町村)

【損害賠償】

工場・事業場から 事業活動に伴い 有害物質が、 汚水又は排出水に含まれて 排出又は**地下へ浸透**

人の生命・身体 を害した時

無過失損害 賠償責任

【総量規制制度】(静岡県では指定地域なし)

指定水域・項目・ 地域の指定 総量削減基本方 針の策定 総量削減計画の 作成(知事) 総量規制 基準

指導等

II-1 水濁法の概要(排水基準)

く省令で定める排水基準(一律排水基準)>

有害物質に関する排水基準

- ・全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し一律の基準
- 排出水の量を問わず適用される

(暫定排水基準が、セレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1・4-ジオキサン、カドミウムにおいて、一部業種に設定されている)

生活環境項目に関する排水基準

- ・全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し一律の基準
- ・1日当たりの平均的な排出水の量が50m以上の場合に適用される
- ・窒素含有量と燐含有量の基準は、環境大臣が定める海域・湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される

(暫定排水基準が、亜鉛、窒素・りん(海域)について、一部業種に設定されている)

<都道府県条例で定める排水基準(上乗せ排水基準)>[法第3条第3項]

- 水域を指定し、より厳しい排水基準を都道府県条例で定めることができる
- 1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡未満の排出水に対する基準等も設定できる(裾下げ規制)
- ・一律排水規制にない項目についても排水規制を設定できる(横出し規制)

II-1 水濁法の概要(排水基準(健康項目))

<有害物質に関する一律排水基準>

有害物質の種類	許容限	
有害物質の種類 カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	
シアン化合物	1mg/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチル パラチオン、メチル ジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.5mg/L	
砒素及びその化合物	0.1mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀 化合物	0.005mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	<u>0.1mg/L</u>	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	

有害物質の種類	許容限
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L

富国有

^(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

◎ カドミウムの排水基準等の見直し

平成26年11月4日公布 平成26年12月1日施行

環境基準の見直し (平成23年10月)

カドミウムの環境基準見直し(水質汚濁に係る環境基準)

人の健康保護に関する環境基準 0.01mg/L → 0.003mg/L

地下水浄化基準の見直し(平成26年12月)

地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直し

カドミウム及びその化合物 0.01mg/L → 0.003mg/L

排水基準の見直し (平成26年12月)

水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準

カドミウム及びその化合物 0.1mg/L → 0.03mg/L

新設の事業場には施行日(平成26年12月1日)から適用。

既存事業場に対する猶予期間は施行日から6か月

(水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している事業場は1年間)。

◎トリクロロエチレンの排水基準等の見直し

平成27年9月18日公布 平成27年10月21日施行

環境基準の見直し (平成26年11月)

トリクロロエチレンの環境基準見直し(水質汚濁に係る環境基準)

人の健康保護に関する環境基準 0.03mg/L → 0.01mg/L

地下水浄化基準の見直し(平成27年10月)

地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直し

トリクロロエチレン

 $0.03 \text{mg/L} \rightarrow 0.01 \text{mg/L}$

排水基準の見直し (平成27年10月)

水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準

トリクロロエチレン

 $0.3 \text{mg/L} \rightarrow 0.1 \text{mg/L}$

新設の事業場には施行日(平成27年10月21日)から適用。

既存事業場に対する猶予期間は施行日から6か月

(水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している事業場は1年間)。

(参考)水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設(一部掲載)

1	別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業(石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。)の 用に供するイ及びハの施設
2	別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供する口及びハの施設
3	別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供する口の施設
4	別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
5	別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供する口及びハの施設
6	別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供する二、ホ及びへの施設
7	別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
8	別表第一第八号に掲げる施設
9	別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及び二の施設
10	別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、口及びへの施設
11	別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及び二の施設
12	別表第一第十三号に掲げる施設
13	別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
14	別表第一第十七号に掲げる施設
15	別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
16	別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供する二、ホ、へ、ト及びチの施設
17	別表第一第二十号に掲げる施設
18	別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの 施設
19	別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設

富国有徳の理想郷一しずおか

◎ 暫定排水基準設定・見直し

排水基準見直しへの対応が著しく困難な場合などに、<mark>経過措置として、一定期間に</mark>限って適用する暫定排水基準が設定される。

◎ほう素等の暫定排水基準の見直し

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水規準は平成28年6月に見直しされ、 業種及び対象物質ごとに、暫定排水基準の廃止、適応期間の延長及び暫定排水 基準の強化がされた。(詳細は別紙参照)

適応期間: 平成28年6月30日 → 平成31年6月30日まで延期された。

◎亜鉛含有量の暫定排水基準の見直し

亜鉛含有量に係る暫定排水規準は平成28年11月に見直しされ、基準値がそのまま で適応期間が平成33年12月10日まで延長された。

適用3業種:金属鉱業、電気めっき業、

下水道業(金属鉱業又は電気めっき業の排水を受け入れているもので一定のもの)

◎ カドミウムの暫定排水基準の見直し

カドミウムの暫定排水基準が平成28年11月に見直しされ、下記①②については適用期間が延長された。

①金属鉱業

暫定排水基準:0.08mg/L 適用期間:平成31年11月30日まで)

②溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る) 暫定排水基準:0.1mg/L 適用期間:平成29年11月30日まで)

③非鉄金属第1次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る) 非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る)

暫定排水基準:0.09mg/L 適用期間:平成29年11月30日まで

※平成27年改正 トリクロロエチレンについては暫定排水基準の設定なし

II-1 水濁法の概要(排水基準(生活環境項目))

く生活環境項目に関する一律排水基準>

生活環境項目	許容限度	
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0	
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	
浮遊物質量(SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	
フェノール類含有量	5mg/L	
銅含有量	3mg/L	
亜鉛含有量	2mg/L	
溶解性鉄含有量	10mg/L	
溶解性マンガン含有量	10mg/L	
クロム含有量	2mg/L	
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm3	
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	

備考 1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

² 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域 及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

⁴ 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおるれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

II-1 水濁法の概要(第3条第3項) 上乗せ排水基準(昭和47年 条例第27号)

- ◆水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき都道府 県が条例で規定する排水基準
 - ⇒一律排水基準では水質の汚濁の防止上、十分でないと認められる水域がある場合に設定する。
 - →47都道府県全てで上乗せ排水基準を設定している。
 - ⇒静岡県では伊豆水域から浜名湖水域までのほぼ全ての水域において、業種・排出水量毎、必要な項目を設定している。 (BOD、COD、SS、亜鉛、銅、クロム等)

(参考) 静岡県の上乗せ排水基準の概要

	水域	規制項目	対象事業所	規制対象 となる排水量
有害物質	浜名湖水域のみ	6項目	水濁法の 特定事業場	排水量にかかわらず
生活環境項目	ほぼ全ての公共 用水域(13水域 に分け設定)	8項目 11項目(浜名 湖水域)	水濁法の 特定事業場	基本50m ³ 以上 (畜産業、水産 業等で一部例 外有)。 排水量に応じて 段階的に設定。

II-2 立入検査の状況

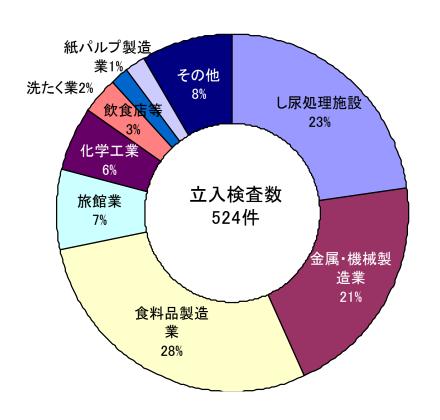
特定施設の届出状況(平成28年3月31日現在)

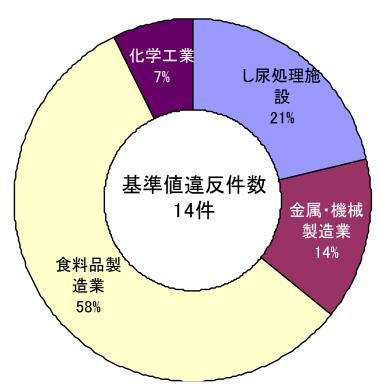
	全特定事業場	全特定事業場 のうち 日量50㎡以上	全特定事業場 のうち 有害物質使用	有害物質貯 蔵指定施設	条例届出 件数
静岡県	11, 309	1, 486 (13. 1%)	630 (5. 6%)	175	123
全国	261, 563	28, 785 (11. 0%)	18, 365 (7. 0%)	3, 663	

立入検査数(政令市含む県計)

年度	立入検査数(採水)	違反数
18	875	68
19	779	67
20	869	57
21	822	50
22	813	61
23	848	76
24	872	80
25	814	38
26	828	35
27	758	46

立入検査数と違反件数(H27,県実施分)





違反の原因

運転、管理方法 71%施設整備不良、故障 14%その他 14%

Ⅱ-3 水質の常時監視(公共用水域)

◆常時監視:水濁法第15条第1項

平成28年度180地点、24, 180点

◆測定計画:水濁法第16条、毎年策定

◆公表:27年度、県BOD,CODの達成率94.1%

◆環境基準:健康項目(有害物質27項目:重金属、

VOC他)

生活環境項目(pH、BOD、COD他)

◆水域類型:環境基本法第16条第2項 の指定 42河川、2湖沼、5海域

健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)

- ◆昭和45年(7項目) かごうム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀
 - ◆昭和50年(1項目) PCB
- ◆平成5年(15項目)
 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンセン、セレン
- ◆平成11年(3項目) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
- ◆平成21年(1項目) 1,4-ジオキサン

計27項目

生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)

- ◆pH (水素イオン濃度)
- ◆BOD (生物化学的酸素要求量) • 河川
- ◆COD (化学的酸素要求量) · · · 湖沼、海域
- ◆SS (浮遊物質量) • 河川、湖沼
- ◆D0 (溶存酸素量)
- ◆大腸菌群数
- ◆n ヘキサン抽出物質(油分等)・・・海域
- ◆全窒素・・・湖沼、海域
- ◆全燐・・・湖沼、海域
- ◆全亜鉛 (H15 水生生物環境基準)
- **◆ノニルフェノール(H24 水生生物環境基準)**
- ◆直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(H25 水生生物環境基準)
- ◆底層溶存酸素量(H28 水生生物環境基準)

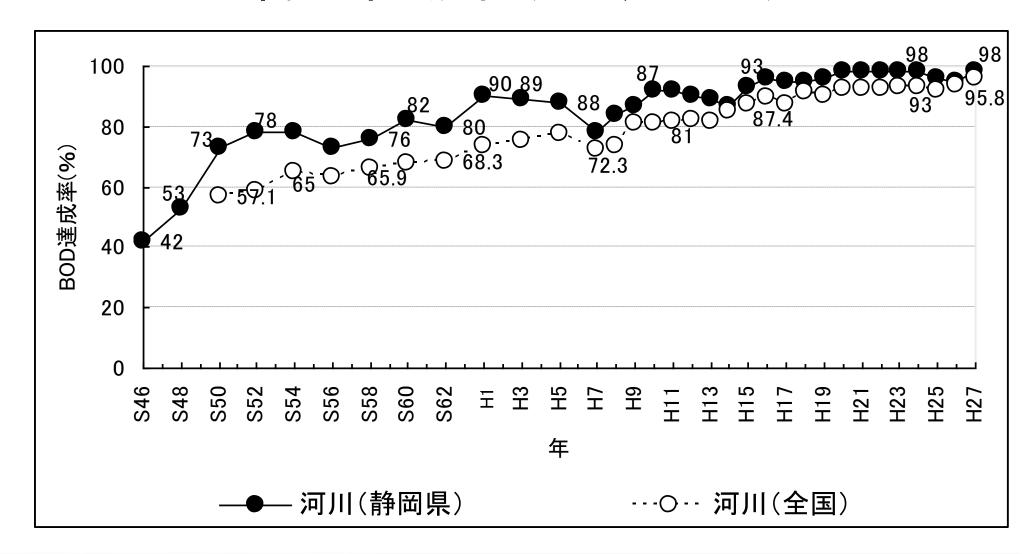
計13項目

新たな生活環境項目

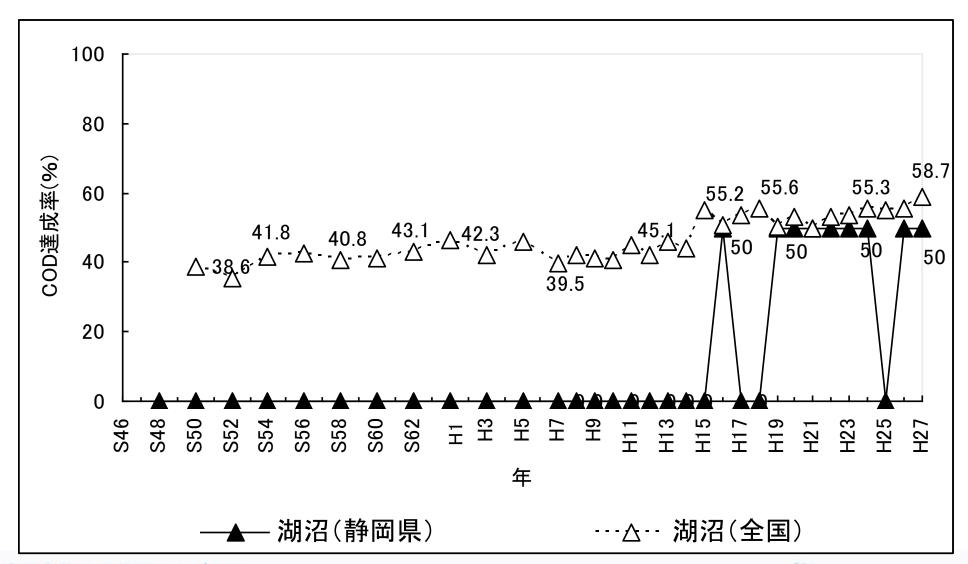
◆底層溶存酸素量の類型及び基準値

類型	類型あてはめの目的	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	2.0mg/L 以上

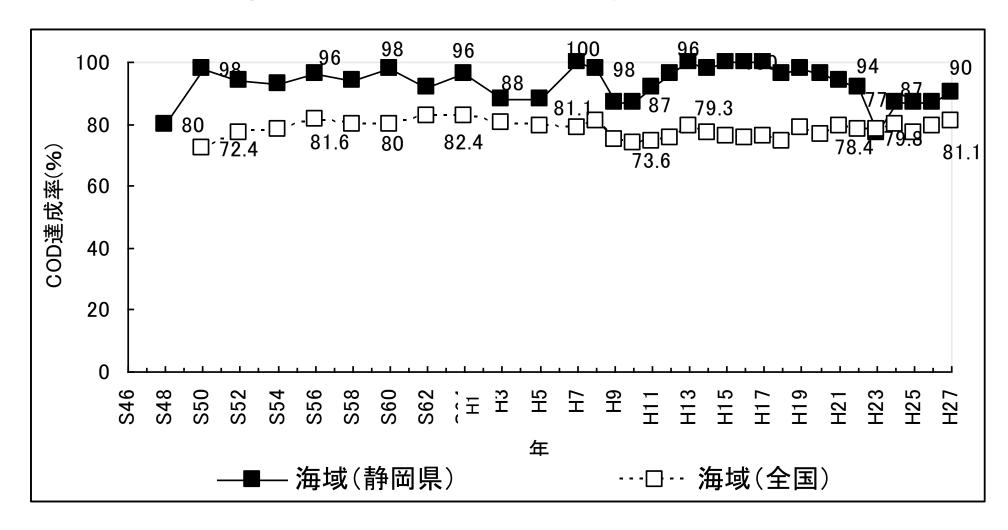
環境基準達成率(河川、BOD)



環境基準達成率(湖沼、COD)



環境基準達成率(海域、COD)



Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

◆常時監視:水濁法第15条

◆環境基準:環境基本法第16条

地下水環境基準 28項目

◆環境モニタリング調査:10⁺」メッシュで1地点

28年度62地点

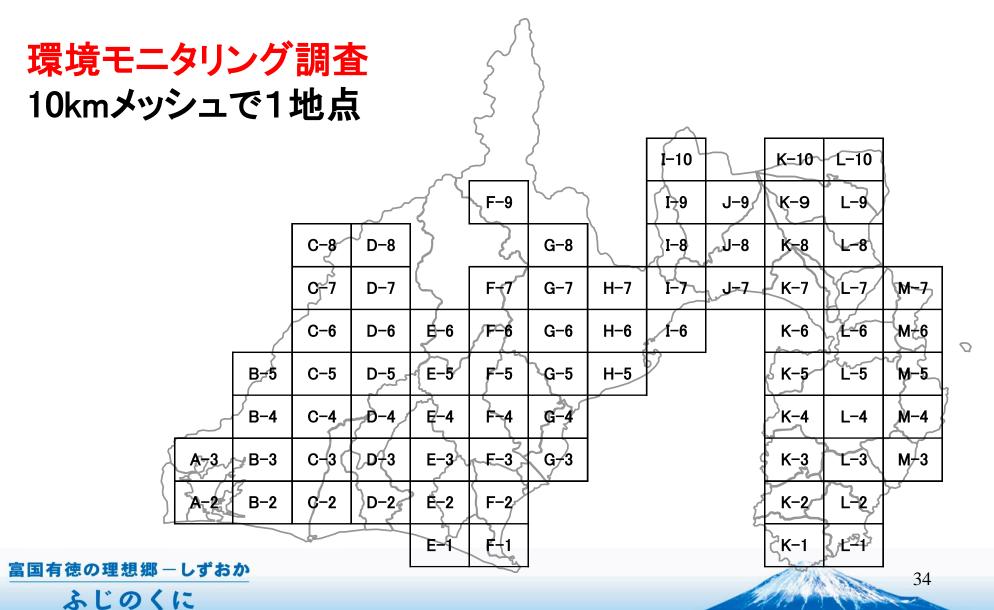
◆定点モニタリング調査:33地区120地点

環境基準をクリアして5年間

◆特定地下浸透水の浸透禁止:水濁法第12条の3

◆地下水の浄化措置命令:水濁法第14条の3

Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)



Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

平成27年度結果

- ◆環境モニタリング67地点 基準超過あり(2地点 ふっ素、トリクロロエチレン)
- ◆定点モニタリング33地区(117地点)中20地区(29地点)基準超過

項目	地区数	地点数
六価クロム	1	1
砒素	4	5
トリクロロエチレン	4	7
テトラクロロエチレン	3	4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	6
1, 2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン	2	2
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	1	2
四塩化炭素・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	1	2
計	20	29

Ⅱ-4 水質汚濁事故

- ◆事故時の措置(法第14条の2)
- ① 特定事業場における事故による有害物質、 生活環境項目の排出、浸透防止に対する 応急措置と届出
- ② 指定事業場における事故による有害物質、 指定物質の排出、浸透防止に対する応急措置 と届出
- ③ 貯油施設等における施設等の事故への措置と 届出
- ④ 応急措置の命令

汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

施設設置者に対し、応急措置と都道府県知事への届出を義務付け 平成22年5月10日公布、平成23年4月1日施行

事故時の措置 ~対象物質と施設の関係~

◆改正前

特定施設	有害物質(製造、 使用、処理)、油
特定施設	貯油施設等の油
以外	(貯蔵、処理)

◆改正後

特定施設	有害物質、生活環境項目
指定施設	有害物質(貯蔵、使用) 指定物質(製造、貯蔵、使用、 処理)
貯油施設等	油(貯蔵、処理)

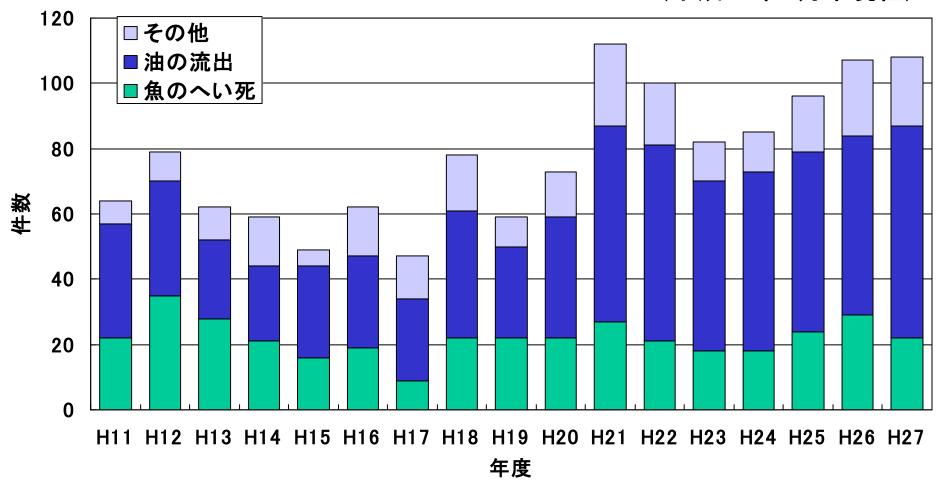
※特定施設、指定施設、貯油施設等の各施設は重複することがある

Ⅱ-4 水質汚濁事故

- ◆本県における水質事故への対応
- ①『水質汚濁に係る事故時の処理要領』に基づき対応
- ②連絡体制フロー
 - 事故発見者⇒市町等⇒県生活環境課、県東部・中部・西部健康福祉センター、県土木事務所⇒関係各課
- ③狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川は 国土交通省の水質汚濁連絡協議会等の要領
- ④現地状況把握、汚濁物質・原因者の特定、事業者 指導
- ⑤魚類へい死対応マニュアル(当課HP参照)

水質汚濁事故の発生状況

(平成28年3月末現在)



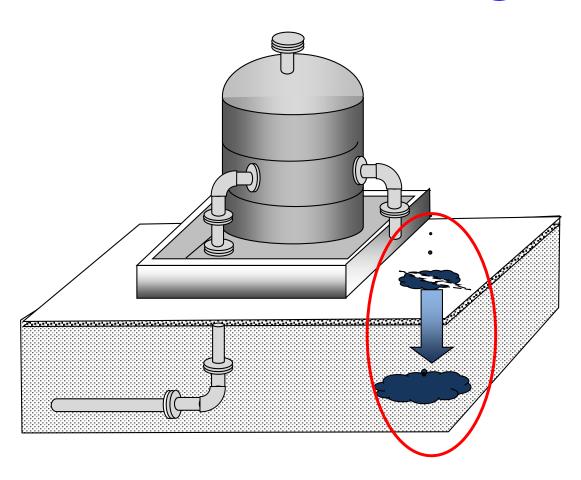
Ⅲ 水濁法の一部改正(H22)事故時の措置等

◆事故時の措置等

H22年5月10日公布、H23年4月1日施行

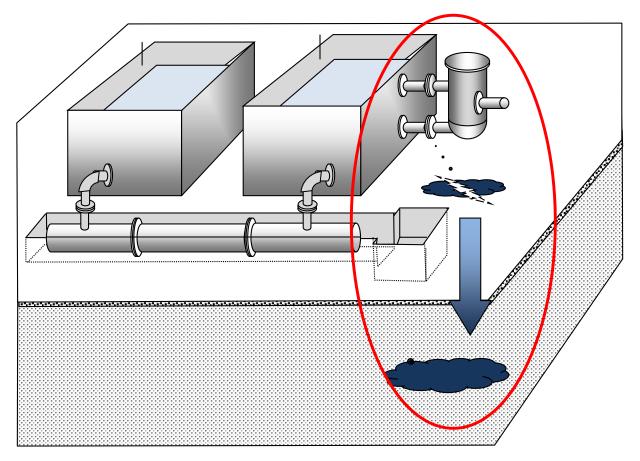
- ◆1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応 ⇒排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等 に対し罰則を創設 法第14条第1項・2項、法第33条第3項
- ◆2 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止 ⇒汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置 の実施及び届出を義務付ける 法第2条第4項、法第14条の2第1項から4項
- ◆3 事業者による自主的な公害防止の取組の促進 ⇒事業者の責務規定を追加 法第14条の4

【地下水汚染事例①】



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

【地下水汚染事例②】



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

III 水濁法の一部改正(H23)地下水汚染未然防止

<地下水汚染の未然防止のための水濁法改正 平成23年6月22日公布、24年6月1日施行>

届出対象施設の拡大

- 有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出しない施設でも対象に)
- 有害物質貯蔵指定施設

構造等に関する基準遵守義務等

- 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が対象
- ・新設施設を対象としたA基準、既設施設を対象としたB基準
- (ア)~(エ)の構造-設備の基準の遵守
 - (ア)施設の床面及び周囲
 - (イ)施設に付帯する配管等
 - (ウ)施設に付帯する排水溝等
 - (工)地下貯蔵施設

- ※施設本体は目視等による定期点検
- ・使用の方法に関する基準(管理要領の策定等)の遵守

定期点検の義務

・施設の設置者は、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を 記録し、保存する (既存施設についても同様)

III 水濁法の一部改正(H23) 地下水汚染未然防止

<排出水・地下浸透水の測定について>(法14条第1項)(規則第9条)

測定の結果の記録は3年間保存すること。

く定期点検について>(法14条第5項)(規則第9条の2の3)

下記内容を記録し、その定期点検結果は、点検した日から起算して 3年間保存すること

- ・ 点検を行った有害物質使用特定施設等
- •点検年月日
- ・ 点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、 その内容

III 水濁法の一部改正 県条例(H23)

静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年 条例第44号)

- ◆条例第35条により届出が必要な施設
 - 1 アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設
 - 2 非鉄金属製造業の用に供する次に揚げる施設
 - (1)銅又は銅合金の用に供する圧延施設
 - (2)アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金 の用に供するダイカストマシン
 - 3 ゴム製品製造業の用に供する混練施設
 - 4 ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設
- ◆排水基準
 - •有害物質
 - •生活環境項目
 - ニッケル含有量 2mg/L(排水量50㎡/日以上)

Ⅲ 水濁法の一部改正(H25)

放射性物質の適用除外規定の削除

平成25年6月21日公布、平成25年12月20日施行

改正内容

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質に係る適用除外規定を有する大気 汚染防止法等の関係法律について、当該規定を削除し、放射性物質による大気汚染に係る常時 監視を行うこととする等、放射性物質による大気汚染等の防止措置を原子力基本法等に委ねる旨 の環境基本法第13条の規定が原子力規制委員会設置法附則第51条の規定により削除されたこと を踏まえた所要の措置を講ずる。

<大気汚染防止法、水質汚濁防止法>

放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る適用除外規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る常時監視の規定を設ける。

<環境影響評価法、南極地域の環境の保護に関する法律>

放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除し、環境影響評価手続及び南極地域活動計画の確認を始めとする措置の対象に放射性物質による環境への影響を含める。

※なお、以上に掲げる法律以外の放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等)については、放射性物質汚染対処特措法との関係や 施行状況などを踏まえた検討が必要であることから、同法の見直し規定も踏まえて、別途検討することとす る。

施行期日

大気汚染防止法、水濁汚濁防止法:公布の日から6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日 南極地域の環境の保護に関する法律:公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日 環境影響評価法:公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日

富国有徳の珪忠郷一しりのか

水質汚濁防止法施行令等の改正

平成24年5月23日公布、平成24年5月25日施行

- ◆有害物質の追加(施行令第2条第2項第1項関係)
 - トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの3物質

26⇒28

- ◆特定施設の追加(施行令別表第1関係)
- ①界面活性剤製造業の用に供する施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
- ②エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(他の特定施設に該当するものを除く。) _____

101⇒103種類

Ⅳ 土壌汚染対策法の概要

- 1 法改正の経緯
- 2 土対法の一部改正(H22年4月)の背景
- 3 土対法の主な改正内容
- 4 土対法の一部改正(H27年4月)
- 5 土対法施行令の一部改正(H29年4月)

Ⅳ 土壌汚染対策法の概要

Ⅳ-1 法改正の経緯

◆平成14年5月29日 :土壌汚染対策法公布

◆平成15年2月15日 :土壌汚染対策法施行

◆平成21年4月17日 : 改正土壌汚染対策法成立

◆平成21年4月24日 : 改正土壌汚染対策法公布

◆平成21年10年15日 :土壌汚染対策法施行令公布

◆平成21年10月23日:一部施行(汚染土壌処理業許可)

◆平成22年4月1日 :土壤汚染対策法改正法施行

◆平成27年4月1日 :土壤汚染対策法改正法施行

◆平成29年4月1日 :土壤汚染対策法改正施行令施行

IV-2 土対法の一部改正(H22年4月)の背景

- ① 土壌汚染対策法に基づかない調査・対策の増加
 - ・汚染土壌の管理への不安
- ② 汚染対策が掘削除去に偏重
 - ・土地の所有者等の過剰な負担
 - •不適正な掘削除去による汚染の拡大
- ③ 掘削除去に伴う搬出汚染土壌の適正な処理
 - 不適正事例の発覚

Ⅳ-3 土対法の主な改正内容

- ① 土壌汚染の状況把握の拡充(法第3、4、5条) 土壌汚染状況調査
- ② 規制対象区域の分類 (法第6~11、13条) 要措置区域等、汚染の除去等の措置
- ③ **搬出土壌の適正処理** (法第16、22条) 搬出時の届出、管理票、汚染土壌処理業
- ④ 指定調査機関の信頼性向上(法第29条他) 5年毎の更新、土壌汚染調査技術管理者

- ①土壌汚染の状況把握の拡充
 - ◆法第3条 有害物質使用特定施設の使用廃止 ⇒調査義務発生
 - ◆法第4条
 - 一定規模(3,000㎡)以上の形質の変更届出(30日前)
 - ⇒汚染のおそれ基準の該当性判断
 - ⇒調査命令の発出
 - ◆法第5条 命令発出基準への該当性判断
 - ⇒調査命令の発出

①土壌汚染の状況把握の拡充

◆一定規模以上の土地の形質変更時の調査命令(法第4条)

一定規模(3,000㎡)以上の 土地の形質変更の計画がある

土地の形質の変更 例)解体、建築、造成、舗装、盛土等



土地の形質の変更の届出(30日前)



汚染のおそれの基準の該当性判断



調査命令の発出



調査結果報告(期限120日以内)

以下のすべてに該当する場合は届出対象外

- 1 形質変更の区域外へ土壌搬出せず
- 2 形質の変更に伴い周辺への土壌の飛散・ 流出が生じない
- 3 形質変更が深さ50cm未満 等

①土壌汚染の状況把握の拡充

◆要措置区域等への指定の申請制度(法第14条)

自主調査:公正な調査(公定法と同等な方法)



指定の申請:土地所有者等の全員の合意、登記事項証明書等



審査: 都道府県及び政令市、特例市



指定:告示、台帳整備

② 規制対象区域の分類

◆要措置区域(法第6条)

- ・汚染土壌の摂取経路があり、人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあるため、

 汚染の除去等の措置が必要な区域
 - ⇒汚染の除去等の措置を指示(法第7条)
 - ⇒土地の形質変更の原則禁止

◆形質変更時要届出区域(法第11条)

- ・汚染土壌の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、<u>汚染の除去等の措置が不要な区域</u>(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
 - ⇒土地の所有者等が土地の形質を変更するときに届出が必要

③ 搬出土壌の適正処理

- ◆規制対象区域からの土壌の搬出規制
 - ⇒搬出に着手する日の14日前までに届出、計画変更・措置命令等
 - ⇒汚染土壌の処理は汚染土壌処理業者へ委託義務
- ◆搬出汚染土壌に関する管理票の交付、保存の義務
- ◆搬出汚染土壌の処理業の許可制度
 - ⇒汚染土壌処理業の許可
 - ⇒許可90事業者、130施設(全国、H26.1.6)、うち県内1事業者)
- ※ガイドラインが平成28年6月に改定された。以下主な変更点
- ・搬出届の添付書類として、自動車登録番号や車両番号の記載不要
- ・浄化等処理施設の処理方法の例として磁力選別による抽出を追加
- 新規処理施設設置して汚染土壌処理業の許可を申請する場合、事前に都道府県知事に相談することが望ましい旨の記載の追加

(参考) 土壌汚染対策法の施行状況(県内、平成28年3月末現在)

一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更届出件数(延べ)

項目		県	市	計
届出件数		922	722	1,644
	土壌汚染状況調査命令の発出	7	16	23
	汚染あり(区域の指定)	1	2	3
	汚染あり(指定前に浄化)	0	0	0
	汚染なし	6	9	15
	調査中	0	5	5

市: 静岡市、浜松市、沼津市、富士市平成22年4月以降

(参考) 土壌汚染対策法の施行状況(H22以降、県内)

(平成28年3月31日現在)

調査契機	区分	県		政令市		計	
指定の種別		要	形	要	形	要	形
施設 廃止 (法3条)	指定	2	9	9	7	11	16
	解除	2	5	6	3	8	8
	告示中	0	4	3	4	3	8
調査	指定	0	1	0	1	0	2
	解除	0	1	0	0	0	1
(法4条)	告示中	0	0	0	1	0	1
自主	指定	2	11	6	11	8	22
調査 (法14条)	解除	2	7	1	4	3	11
	告示中	0	4	5	7	5	11

要:要措置区域、形:形質変更時要届出区域

IV-4 土対法の一部改正(H27年4月)

【背景及び概要】

地方自治体からの要望に基づき、地方分権一括法に基づき、国の権限を都道府県に移譲

【改正内容】

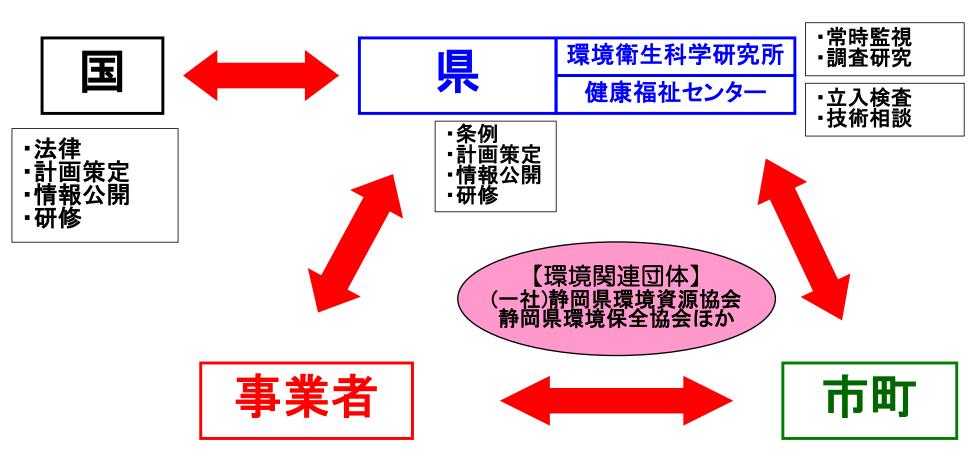
- 土壌汚染状況調査を実施する「指定調査機関*」 の指定及び監督権限の一部を都道府県に移譲
- * 指定調査機関
- ・土壌汚染の調査は、調査の技術的能力により結果が大きく左右される。このため、調査結果の信頼性 確保のために、一定の技術的能力を有するものを申請に基づき指定調査機関と指定する。
- ・土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定を受けた指定調査機関のみが行うことができる。

IV-5 土対法施行令の一部改正(H29年4月)

【改正内容】

- •クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)の特定有害物質
- への追加を平成28年3月29日公布
- ・指定基準となる土壌溶出量基準:0.002mg/L以下

環境保全行政の体制(各機関の役割)



- ・届出(設置,変更,廃止) ・自主管理,測定 ・ISO14000シリース,エコアクション21

·届出受付 ·連絡調整

富国有徳の理想郷一しずおか

ふじのくに

水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に係る相談・問合せ窓口

◆政令指定都市(静岡市、浜松市)及び特例市(沼津市、富士市)は 該当市の環境保全担当課へ直接連絡してください。

◆上記以外の市町

- ⇒東部健康福祉センター生活環境課(電話 055-920-2136)
 - ※三島市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、 富士宮市、清水町、長泉町、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、 西伊豆町、松崎町
- ⇒中部健康福祉センター環境課 (電話 054-644-9268)
 - ※焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
- ⇒西部健康福祉センター環境課 (電話 0538-37-2250、2571)
 - ※磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町
- ⇒県庁生活環境課 大気水質班 (電話 054-221-2205、2258)
- ⇒各市町環境保全担当課

御清聴ありがとうございました

63